

社会福祉法人 美里町社会福祉協議会

役員等報酬・費用弁償規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において、役員等の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 本会の理事及び監事
- (2) 本会の評議員
- (3) 本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する委員

第2章 報 酬

(報 酬)

第3条 役員等に対して、報酬を支給することができる。

- 2 役員等の報酬は、勤務に応じて【別表1】のとおりとする。ただし、役員等の内、行政職員については、これを支給しない。
- 3 会長が月の中途において就任、又は退任した場合の当該月分の会長の報酬については、その月の勤務日数を基礎として日割り計算により算定した額とする。
- 4 前項の規定により報酬を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(支給方法)

第4条 会長の報酬は、当該月分を翌月21日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日にあたる場合は順次繰り上げて支給する。

- 2 監事の報酬は、監査の実施日にその都度支給する。

第3章 費用弁償

(費用弁償)

第5条 役員等に対して、次の各号に定めるところにより費用弁償を支給することができる。

- (1) 会長が招集する会議に役員等が出席したとき
- (2) 本会の関係団体等が主催する行事等へ、会長又は会長の代理となる理事が出席したとき

2 前条の各号による費用弁償の額は、【別表2】のとおりとする。ただし、役員等の内、行政職員については、これを支給しない。

(支給方法)

第6条 費用弁償の支給について、第5条第1項第1号の場合には、会議の開催日にその都度支給し、第5条第1項第2号の場合には、当該月分を取りまとめ翌月21日に支給するものとする。

第4章 その他

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 「役職員等給与等支給規程」(平成18年1月1日制定)は廃止する。

【別表 1】

役員等報酬基準表（第 3 条関係）

役職名	勤務の状況等	報酬額
会 長	月に 8 日（週 2 日）以上勤務した場合	月額 40,000 円
理 事	会長以外の理事には報酬を支給しない	0 円
監 事	監査を実施した場合	日額 5,000 円
評議員	評議員には報酬を支給しない	0 円
会長が委嘱 する委員	委員には報酬を支給しない。	0 円

【別表 2】

役員等費用弁償基準表（第 5 条関係）

支給要件	費用弁償額		備 考
会長が招集する会議に役員等が出席したとき （第 5 条第 1 項第 1 号）	1,000 円		1 日につき 1 回までの支給とする
本会の関係団体等が主催する行事等へ、会長 又は会長の代理となる理事が出席したとき （第 5 条第 1 項第 2 号）	町内	1,000 円	1 日につきいずれかの 1 回までの支給とする
	町外	2,000 円	